



基 発 第 0 9 1 1 0 0 9 号  
平 成 1 5 年 9 月 1 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材に係る照会について

標記について、東京労働局長から別紙甲の照会に対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

なお、本件鋼材の移動式クレーン構造規格における取扱いを下記2から4のとおり定めるので通知する。

記

- 1 鋼材の種類  
980N/mm<sup>2</sup>級高張力鋼 JFE-HITEN980S
- 2 本鋼材の使用について  
移動式クレーン構造規格第1条ただし書の規定により使用することができるものとする。
- 3 許容応力について  
鋼材に係る各種許容応力の値は、移動式クレーン構造規格第5条に基づき、同規格第3条第1項および第2項の規定により算出した値とする。  
その場合の座屈係数は、同規格第3条第2項の厚生労働省労働基準局長が認めた方法により算出した値による。
- 4 溶着部の許容応力について  
溶着部に係る許容応力の値は、移動式クレーン構造規格第5条に基づき、「鋼材の種類」をBとして、同規格第4条第1項により計算する。

別添

化学成分

	適用板厚	C	Si	Mn	P	S
JFE-HITEN980S	6~50mm	≦0.18	≦0.35	≦1.20	≦0.020	≦0.015
WEL-TEN950PE	6~25mm	≦0.16	≦0.55	0.9~1.5	≦0.025	≦0.008
WELDOX960D	≦25mm	≦0.22	0.15~0.50	≦1.70	≦0.025	≦0.010

	Ni	Cr	Mo	V	B	Nb
JFE-HITEN980S	≦2.0	≦0.80	≦0.80	≦0.08	≦0.005	≦0.02
WEL-TEN950PE	—	—	0.4~0.7	—	≦0.005	0.02~0.05
WELDOX960D	≦2.0	≦0.80	≦0.80	—	≦0.005	—

	Cu	Ceq
JFE-HITEN980S	≦0.70	≦0.65
WEL-TEN950PE	—	≦0.60
WELDOX960D	≦0.03	—

別紙乙

基発第 0911008 号

平成 15 年 9 月 11 日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材に係る照会について

平成 15 年 9 月 3 日付け東労発基第 275 号をもって照会のあった標記については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。